下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会(第15回)議事要旨 (福岡地域委員会庶務)

1 日時

平成20年9月18日(木)16:00~17:45

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

(委員) 坂本雅子,永尾広久,仲家暢彦(委員長),西村重雄(委員長代理)

(庶務)今坂総務課長,三井総務課課長補佐

(説明者)平田事務局長

4 欠席者

(委員)南部義広

- 5 議題
  - (1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について
  - (2) 平成21年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報について
  - (3) その他(報告事項)
- 6 審議資料
  - 43 裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について(通知)(添付省略)
  - 44 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について(依頼)(案・検察庁に対するもの)

45 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について(依頼)(案-弁護士会に対するもの)

## 7 協議

(1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について

簑田前委員長の退任に伴う福岡地域委員会地域委員長の選任については,出席委員全員一致により仲家暢彦委員が選任され,仲家委員長は,下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条2項で準用する同規則第8条3項に基づき, 西村重雄委員を委員長代理に指名した。

(2) 平成21年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報について 審議資料43ないし45について協議した結果,本年度の再任(判事任命) 候補者に関する情報収集については,昨年度と同様の方法を執ることとなった。 なお,周知依頼文書については,前回(第14回)情報提供のための書面の 参考書式を添付して送付することについて検討することとされたのを受け,庶 務から,書式案(審議資料44及び45の別紙様式)を提案したところ,「情 報の内容」欄の「別紙記載のとおり」を「別に記載のとおり」と修正した上で,

委員から次のとおり意見があった。

これらをそれぞれ発出する旨が了承された。

- ・ 提供されるべき情報は、指名の適否に関する特段の情報であり、弁護士にとっては、シビアで非常に重たい情報であろう。そもそもこの手続は「普通の情報をください。」ということではない。地域委員会から書式を提示するというのは、何でもいいから情報をくださいというような前提にならないか。
- ・ 現実問題として ,提出される情報が少ない。裁判官に対する情報であれば , 特段の情報ということにこだわらずに提出してもらってよいのではないか。 弁護士が裁判官に関する情報についてペーパーに書くのはエネルギーを要す

るものである。

- ・ 昨年当委員会に提出された情報は24件とのことであるが,これは少ないとはいえないのではないか。弁護士が裁判官の指名の適否に関する特段の情報を持っている場合,どうしてそれを提出しないのか疑問がある。
- ・ 情報の内容を忘れてしまうということもあるのではないか。提出期限である10月31日ころに、特段の情報といえるような出来事があればともかく、4月頃の出来事であれば、忘れてしまうこともあるだろう。
- ・ そもそも裁判官の指名の適否に関わるような重大な事実自体がそんなにあるとは思えない。また、自分の担当する事件についてそのような重大な事実があれば、忘れてしまうとも思えない。
- ・ 判事再任の場合は、10年に1回しか候補者として対象にならないという こともあるのではないか。また、何年も前のことであれば、忘れたりするこ ともあると思われる。
- 当委員会の手続とは別に、毎年、裁判官の人事に関する情報があれば、所属する裁判所の長宛に提出していただいている。地・家裁であれば、所長が情報を受け、所長の判断により取り上げるかどうかを決めている。所長は、これらを含む10年間の情報を集約して、最高裁判所に報告し、最高裁判所は、そのような情報を付して指名諮問委員会に諮問して、重点審議者が決まるということになる。重点審議者とならなかった判事再任候補者も含めて、検察官や弁護士から指名の適否に関する特段の情報を提出していただくということになる。このように評価システムは二段構えになっており、裁判官の人事に関する情報の収集は、この地域委員会を経て収集する場合の1回だけではない。当委員会の手続において、必要な情報は当該裁判官が「きちんと仕事をしている。」というような情報ではなく、裁判官の適格性に問題があるというような特段の情報である。
- ・ 裁判官の指名の適否に関する特段の情報が出にくいというのは,弁護士や

検察官からして、そのような情報を提出することが恐れ多いというような感覚があるのではないか。所長に文書に書いて情報提供をするというようなことは、よっぽどのことであろう。出すとすれば、裁判官を育てるという意味でよほど公共心の高い人物である。

・ 前回も意見を述べさせていただいたが,弁護士会が行っている段階評価式 アンケートについて,一言意見を述べさせていただきたい。

福岡県弁護士会では、今年も段階評価方式による裁判官についてのアンケート調査を実施し、当弁護士会の会報である「月報」にその結果を掲載させていただいた。この取組は今年で7年目になる。今回のアンケートに対しては、233名の会員が回答しており、会員数が約700名であるから、約3分の1の会員がアンケートに回答したことになる。アンケートの中には、5段階評価とは別に特記事項を設けているが、少数ではあるが、これに裁判官名を具体的にあげて、当該裁判官に関する情報を記載しているものもある。

弁護士が、現在係属している事件に関して、具体的に裁判官の名前をあげて批判するようなことはまずない。このアンケートでは批判するだけではなく、良い事例があれば、これを取り上げてもいる。このような取組は、福岡県弁護士会だけでなく、熊本県弁護士会でも精力的に行っている。

再任を希望する裁判官が不適格かどうかということとは別に、勝つと思っている訴訟で負ければ不満に思うこともあるであろうが、多くの場合、そのような事実があるからといって当該裁判官が裁判官として不適格ということにはならないであろう。その意味では、裁判官としての再任の「適否に関する特段の情報」というのは少ないと思う。

- 段階評価式アンケートについては、仮に回答した弁護士が匿名であれば、 裁判官の人事評価のシステムに乗ってこない。
- 以前にも指摘させていただいたが、情報の受付の周知依頼文書(審議資料44及び45)に、「なお、この依頼文書に記載された裁判官指名候補者名

簿の氏名等は,個人のプライバシーに関する情報といえますので」,「情報管理に十分御留意いただくよう御配慮をお願いいたします。」との記載があるが,所属や氏名についてはプライバシーの問題が生じるというようなことはないのではないか。名簿上,プライバシーの問題が生じると考えられるのは生年月日ぐらいではないかと思われるが,いかがか。また,弁護士会への周知依頼文書(審議資料45)については,「弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめるのは相当ではな」い旨,及び「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」旨の記載があるが,弁護士会における情報の取りまとめについては,少なくとも当地域委員会管轄区域内の各県弁護士会では行っていないと認識しており,行っていないことを殊更記載するのはいかがかと思う。これらの文言は削除してもよいのではないか。

- ・ プライバシーの問題については、以前にも話題になったと思うが、そもそも名簿に記載されていることにより、再任希望をしているという事実が分かるのであり、名簿に名前があるという事実がプライバシーの問題になるのではないか。
- ・ 弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめるのは相当ではない等の記載については、当地域委員会の管轄区域内ではそのような事実はないかもしれないが、全国的な問題もあるからこそ、指名諮問委員会からの通知(審議資料43)の別紙第1の3にも明記されているのであろうし、当委員会においても、今後、そのような問題が生じないとも限らないので、記載することでよいのではないか。

次に、地域委員会から情報提供の周知依頼をする際に、「地域委員会あての返信用封筒を同封して、その封筒を使って情報提供してもらう。その場合の郵便料金は、料金受取人払いとする。」という方法にしてはどうかとの提案がなされた。この提案に対しては、以下のとおりの意見が出されたが、結論に至ら

ず,また,本日の委員会に欠席している委員もいるため,次回の継続審議案件 とされた。

- ・ 大阪地域委員会の第16回議事要旨に、「情報提供の周知依頼に際して、 大阪地域委員会あての封筒を同封し、その封筒を使って情報提供をしてもら うことと、その場合に料金受取人払いの方法を活用することについて、中央 の委員会の庶務の了承が得られたことから、今後、この時期に各弁護士会に 対して相当枚数の封筒を配布することとなった。」との記載があり、少しで も多くの情報を提出してもらえるように、当地域委員会でも同様の方式を執 ってはいかがか。
- ・ 確かに,一般的に「何か情報を提出してください。」というような手続では,返信用の封筒を準備することが普通のようにも思われる。大阪では弁護士会のみに返信用封筒を同封しているようだが,同様の方式を行うとすれば,検察官に対しても返信用封筒を送るのが筋ではないか。
- ・ 封筒を準備するとすれば、相当の枚数になると思うが、特段の情報がそれ 程多く出るわけでもないと思われ、費用対効果の問題もあるのではないか。
- 裁判官の指名の適否に関する特段の情報を持っているのに,封筒がなければ出さないということがあるだろうか。裁判官の人事に関する重要な情報であり,弁護士であれば,このような重要な情報は自分の意思で判断し,自分の費用で提出するべきではないか。この手続は,何でもよいから情報をくださいという手続ではない。弁護士及び検察官は,裁判官の人事に関する重要な情報を提出するという権利及び義務を持っているわけであり,封筒がないと情報を出さないということはないであろう。どれだけ効果があるか疑問である。
- ・ 情報提供の周知依頼文書には、検察官及び弁護士「各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送」で「親展」、「地域委員会関係」と朱書きすることとなっており、この封筒をあら

かじめ準備すれば、もっと情報が集まるのではないかと思う。

・ 弁護士にとって,宛名書きや朱書きの手間がそれほど大きいとは思われない。 い。

以上の他,地域委員会の議事要旨のホームページへの掲載等について,委 員から次のとおりの意見があった。

・ 当委員会の議事要旨の裁判所ホームページへの掲載については、繰り返しになるが、一言意見を言わせていただきたい。当委員会の議事要旨については、福岡高裁のホームページに掲載しているところ、当地域委員会の紹介が同ホームページのトップ画面に掲載されているわけでもなく、国民に対しては分かりにくい状況である。

この点については、最新の議事要旨をトップページに新着情報として記載し、そこからダイレクトにアクセスできるように工夫していただいたという経緯があるが、トップ画面に地域委員会の紹介が掲載されていないというのはいかがか。裁判所のホームページの目次等のスタイルは、全国の裁判所で統一しているとのことであり、この委員会だけで議論して改善できるような事項でないことは理解しているが、少なくとも福岡地域委員会という名称をトップページに掲載して紹介するべきであると思うし、引き続き検討していただきたいと考えている。

## (3) その他(報告事項)

ア 平成20年度判事補任命候補者について

庶務から,新任判事補については,昨年から任官時期が9月と翌年の1月 の2回に分けて進められており,

現行司法修習第61期の判事補任命候補者については,9月5日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会において,すでに審議・答申が行

われ,同判事補任命候補者に関する情報の受付については,本日の地域委員会で審議する必要はないこと

新司法修習第61期判事補任命候補者については,現在,任命希望者の 受付の最中であり,名簿が確定しておらず,次回の地域委員会において審 議することになると思われること

が報告された。

イ 平成20年度上半期再任(判事任命)候補者についての答申結果について の報告

庶務から,下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第30回)議事要旨によれば,平成20年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者の答申結果は,指名候補者205人について,判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果,202人については指名することが適当であると,3人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた旨が報告された。

## 8 次回期日

既に定められている次回期日、11月17日(月)午後1時30分を確認した。